

議案第 3 1 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
令和 4 年 3 月 3 1 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市
長久手市衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合
規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和３３年愛知県市町村職員退職手当組合同約第１号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

別表第２の１区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改める。

附 則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。